

資料編

■ワークショップ開催記録

1. 「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催概要

周知方法	1. 広報誌 【四條畷市】11月号広報誌 11月15日発行 【大東市】12月号広報誌 12月1日発行 2. 各市HP
募集人数	20人(市内在住、在勤、在学の方14人、庁内関係部局6人) 応募多数の場合、令和5年1月10日に抽選。
応募期間	令和4年11月15日(火)～令和5年1月9日(月・祝)
申込方法	①往復はがき(1通につき1人)【1月9日必着】 ②申し込みフォーム(1通につき1人)【1月9日締め切り】
応募結果	7人(四條畷市在住2人、大東市在住4人、大東市在勤1人)

2. 各回開催概要

第1回 講座学習		
日時	令和5年1月29日(日)10時～12時	
場所	四條畷市立歴史民俗資料館	
内容	飯盛城跡の基礎知識と四條畷市立歴史民俗資料館の展示学習	
講師	李、村上上席主幹兼主任、實盛主任	
参加者	5名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第2回 現地学習		
日時	令和5年2月5日(日)9時～16時	
場所	飯盛山	
内容	飯盛城跡の縄張りの見方と飯盛山の自然環境の学習 大東市立歴史民俗資料館の展示学習	
講師	大阪府立環境農林水産総合研究所 土井裕介氏、李、村上上席主幹兼主任、實盛主任	
参加者	6名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第3回 事例学習		
日時	令和5年2月12日(日)13時～15時	
場所	国史跡烏帽子形城跡(河内長野市)	
内容	国史跡烏帽子形城の整備状況等の視察	
講師	河内長野市教育委員会文化財保護課 太田宏明氏	
参加者	6名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第4回 意見発表と集約		
日時	令和5年3月12日(日)13時～16時	
場所	四條畷市立歴史民俗資料館	
内容	「私たちが考える飯盛城跡の活用・整備のかたち」 KJ法による意見の発表と集約	
講師	—	
参加者	6名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李、松迫
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

3. ワークショップの様子

◇第1回【講座学習】



飯盛城跡の基礎知識
についての講座



出土遺物の実見



四條畷市立歴史民俗資料館の
見学と説明

◇第2回【現地学習】



J R 四條畷駅で集合



分水路について説明



御机神社及び龍尾寺について説明



土井委員による竹についての説明



土井委員による土壌(真砂土)
についての説明



御体塚の説明



VI郭からの眺望についての説明



土井委員による植生
についての説明



石垣 6・7 の説明



II 郭からの眺望についての説明



防空監視哨についての説明



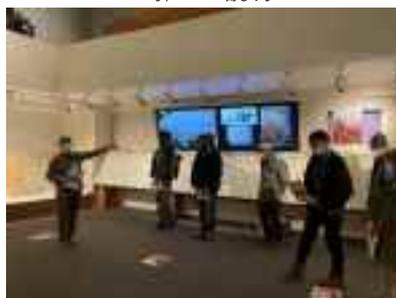
VIII 郭での説明



虎口の説明



野崎城跡の説明



大東市立歴史民俗資料館の
見学と説明

◇第3回【事例学習】



河内長野駅



三日市宿(高野街道)



烏帽子形城跡



烏帽子形城跡



烏帽子形城跡



烏帽子形八幡神社

◇第4回【意見発表と集約】



進め方の説明



アイデアの記入

アイデアを書いた付箋を
ホワイトボードに貼付

グルーピング前のアイデア



グルーピング



グルーピング後のアイデア

4. ワークショップ結果の整理

ワークショップ4日目のアイデア出しでは、計196件のアイデアが出された。アイデアの内容は、「現状・課題」、「保全・保存」、「活用」、「整備」、「運用」に大きく分類され、特に意見の多かった「活用」と「整備」については、内容によって細分類した。

「現状・課題」では、飯盛山の入口や石垣の見学等の現状・課題に関する意見が出された。

「保全・保存」では、飯盛山の自然環境の保全や災害対応、石垣の保存等に関する意見が出された。

「活用」は多くの意見が寄せられ、さらに「イベント」、「PR・発信」、「教育」、「グッズ」、「ハイキング・ウォーキング」、「展示」、「アクセスバス」、「考え方」に関する意見に細分類された。「イベント」では、城郭の歴史性を活かしたイベント(千畳敷での連歌会等)や飯盛山の山としての魅力を活かしたイベント等が挙げられた。「PR・教育」では、駅でのコーナー設置やSNSでの発信等が挙げられた。「教育」では、学校との連携や出前授業等が挙げられた。「グッズ」では史跡や三好長慶に関するお土産開発等、「ハイキング・ウォーキング」では歴史ウォーク等、「展示」では資料館での飯盛城の展示等、「アクセスバス」では現地へのアクセスバスについての意見が挙げられた。

「整備」についても多くの意見が寄せられ、「案内サイン」、「史跡への交通路・登山道」、「樹木伐採」、「現有施設の再整備」、「案内石碑」、「遺構復元」、「石垣」、「模型」、「トイレ」、「ガイダンス施設」、「ベンチ・テーブル」、「通信環境」、「駐車場」、「関連文化財」に細分類された。「案内サイン」では、駅からの誘導看板や現地での遺構の説明板等に関する意見が挙げられた。「史跡への交通路・登山道」では、ハイキングの整備やコースの情報発信等の意見が挙げられた。「樹木伐採」では、遺構を見せるための伐採や眺望確保のための伐採等の意見が挙げられた。「現有施設の再整備」では展望台の再整備等、「案内石碑」では史跡標柱、「遺構復元」では遺構表示や復元等、「石垣」では石垣

の見学環境の整備等、「模型」では再現模型の作製、「トイレ」ではトイレ整備、「ガイドンス施設」ではガイドンス施設の整備、「ベンチ・テーブル」ではベンチ・テーブルの設置、「通信環境」ではWi-Fi環境の整備等、「駐車場」では駐車場のPR等の意見が挙げられた。

「運用」では、入場料や募金等の資金面での意見や連携体制、ボランティア団体等の体制面での意見が挙げられた。

表 アイデアの分類と件数

分類	アイデア総数	
現状・課題	5	
保全・保存	12	
活用	イベント	35
	PR・発信	16
	教育	7
	グッズ	5
	ハイキング・ウォーキング	5
	展示	4
	アクセスバス	3
	考え方	1
整備	案内サイン	24
	史跡への交通路・登山道	18
	樹木伐採	10
	現有施設の再整備	6
	案内石碑	5
	遺構復元	4
	石垣	4
	模型	4
	トイレ	3
	ガイドンス施設	3
	ベンチ・テーブル	2
	通信環境	2
	駐車場	2
	関連文化財	1
運用	15	
合計	196	

5. ワークショップでのアイデア一覧

現状・課題に関するアイデア

飯盛山での入り口などにかく不親切の声が強い
歩道整備をハイキング道となっている箇所がえぐられているので歩きにくい
どの石垣をどのように(どこで)見学させるか? 一方で立入禁止区域を明確にする
市民、府民のいこいの場(オアシス)である
ここで出た意見提案は今後どうなって行くのか どう生かされるのか。スケジュールはどうなっているか!

保全・保存に関するアイデア

飯盛山は素朴な山なのであまりきれいに整備等せずに自然の形を残しつつ安全に石垣等を見たり出来る様に
石垣の災害復旧時に復旧方法を公開してほしい
両市が一体となった保存管理また情報発信(活用)体制の確立
飯盛山の治山・防災をさまたげない保存・活用を
保存を主目的とするなら人を飯盛に入れない
一切さわらず現状のまま!
獣害を知るツアー 予防策を考えて最後にししなべを食べる
動植物の観察会
飯盛山の豊かな自然をこわさない(飯盛城は飯盛山の長い歴史のほんの一部)
関連する私有地を買収する。
災害時 飯盛跡被害状況を共有するネットワークの構築
石垣を守るために保存。ただ、見た目も重視したい

活用に関するアイデア

イベント	プレミアム石垣ツアー(危ないところも行ける)
	石垣つみなおし体験
	宣伝多くして、お城のイベントなどにも積極的に出してほしい
	月に1回又は2、3月に1回山登り(ハイキング)ツアーを開催したら 会費 300~500円ぐらいで
	城攻めを体験するツアー 健脚編です 切岸をのぼる 堀切を見る
	空飛ぶタクシーで上空から見る飯盛城のツアー
	野草観察会×飯盛城跡ツアー
	上級者むけ石垣ガイドツアーの実施 健脚コース
	グーグルストリートビューのような今の地図、VRを入れた当時の風景が見えるようなアプリ(サイト)を作る
	見学がむずかしい遺構については動画で紹介 グーグルアースと連動させる
	ドローンなどを使った航空動画とVRを合わせた動画公開
	登る前にVRの宣伝ダウンロード等をさせる
	東側の街からVRで飯盛山を見たら山城が見えるようにする
	AR技術の活用 案内看板等から自分のスマホ・タブレットで再現CGを見ることが出来る
	史跡の現在とその当時をタブレットで見れるように!!
	大花見大会で、歌会をする。
「千畳敷」での連歌会イベント(←四條畷市は「俳句」(五七五)の町?!)	
飯盛城の定期的な美化活動×現地見学会×お茶会	

	「千畳敷」での茶会イベント(地元高校の茶道部の協力で)
	飯盛城と烏帽子形城でののろし上げイベント
	のろし上げ体験(三好関連の史跡、支城で同時に)
	当時の食事を当時の服装で食べるイベントを城跡で
	ごんぱいとか土師皿でお酒をのんでみたり、灯明皿体験
	子ども達に「私の好きな石垣」の絵をかいてもらう。石垣の名前もつけてもらう。
	山の上でイベントをしたい！
	飯盛プロレス！
	千畳敷でコンサート
	有名なアルピニスト(野口健さんとか)に登ってもらって、宣伝してもらう
	飯盛山でサバイバルゲームなどのイベントをする(登山マラソンなど)
	サバイバルゲームをする。(展望台を守るチームと攻めるチーム)
	縄張りを知る現地でのゲーム 守り手と攻の手に分かれて行う
	キャンプイベント(宿泊)「城キャン」
	居住生活体験。曲輪でキャンピング
	城跡に生育する草木を採取し、草木染めを行う講座
	100回登頂したら商店街の割引券
P R ・ 発 信	野崎駅に飯盛山のコーナーを作る(休日のみでもいいし平日はパンフのみでもいい)ちょっとしたベンチ等を作り、山に登る人等が休憩&おしゃべりできるコーナーを！
	四条駅(のぼりのよこ)にある様なQRコードのポスター 野崎駅住道駅に置いては
	野崎、四条駅から山頂までスタンプラリー的なものをしたらどうか？駅等で何かグッズを景品にして
	駅の飯盛コーナーを作り、ビデオで石垣の様子 保存状態を流す→発掘の様子など
	石垣等の写真とかパンフレットを駅に置く ハイキングコーナーを作って
	SNSの利用 三好長慶にゆかりのある自治体や博物館合同で三好長慶について発信していくSNSアカウントをつくる
	SNSの利用 大東・四條駅市合同(博物館も)で飯盛城や三好長慶について発信するSNSアカウントを作る
	支城をもっとPRする
	三好長慶の戦国ゲームを作る
	人気ゲームに三好長慶を出してもらう
	飯盛山に行く→飯盛城跡に行くという呼び方 城跡であることをアピール
	大東市・四條駅の資料館で飯盛城だけでなく三好長慶についても紹介する(三好氏に関する説明が少ないと感じた)
	飯盛城をアピールして行くなら長慶を前面に出す！
	遺跡(遺構)のみではなく、三好長慶の文化的な面も含めた情報発信
人気作家か演出家(三谷幸喜さんなど)に三好長慶の物語を書いてもらう	
飯盛城(山)にかかる古写真・資料の収集を市民に呼びかける	
教 育	小学校、中学校にゲストティーチャーの様に出席して勉強会を開く
	学校と連携した事業
	飯盛城跡に小～高までの学生を連れていき、フィールドワークを行うことで幅広い人達に飯盛城や三好長慶について知ってもらう
	学校教育との連携 飯盛城跡を教材として活用
	大学生に飯盛城や三好について学んでもらい、飯盛城や三好長慶などをどのように発信していくかを考え、優秀なアイデアがあればそれを実際に市と大学が連携して事業として行う
	・地元市小中学校の郷土学習の場としての活用の拡大 ・校歌に飯盛山が登場する学校対象
地元民に根付かせる為に、・小学校、中学校へ飯盛城の歴史の講義 ・自由参加型の整備の為のお手伝い	

グッズ	史跡にまつわるお土産物を開発する。お菓子、史跡の模型、飯盛城モナカ
	グッズ展開 ・お酒大吟醸「三好長慶」「飯盛城」 ・石垣チョコレート ・台付灯明 皿風おちょこ ・埴鍋敷き
	三好長慶に関するグッズの作成
	史跡グッズをふもとのコンビニで販売する
	飯盛城のマスコットキャラ みよしにゃがよし
ハイキング・ウォーキング	飯盛城と支城を結ぶハイキング道の紹介をしてほしい。ルートとか途中の食事する所とか
	里山歩きを楽しむ人を考えた、観光に前のめりにならない活用を
	街道(東高野、河内、古堤)歩きや歴史ウォークとセットになった城あるき(烏帽子形城の例)
	飯盛城と関連する遺跡や場所との散策ルートの作成などネットワークづくり 当時の登城ルートや城門の位置などが想像してもらえるような手法
展示	各市の施設(色んな)で旗や小展示、パンフレット、ポスターなどでもっと飯盛城を宣伝 両市歴史民俗資料館の飯盛城展示の充実
	両市の歴史民俗資料館に飯盛城特設コーナー(常設で)を設ける(より詳しく知りたい人のために)
	資料館に三好長慶や飯盛城に関する書籍を置き、販売する(ガイド施設としての充実をはかる)
アクセスバス	シャトルバス(マイクロバス)の運用する(野活前駐車場行き)各駅から ・阪奈道路に道の駅(飯盛城)をつくる。(ガイド施設併用) ・道の駅から楠公寺までシャトルバスを運行する
	キャンピイだいとう迄 休日とか、月1回位マイクロバスを出す。城跡に手軽に行ける。山に行きたいけど登れない。昔、山に登っていたけど今は無理と言う高齢者の人がつぶやいていました。
考え方	住民本位の活用をする

整備に関するアイデア

案内サイン	現在ある掲示板を立て札のようにして統一する
	野崎、四条駅からの道案内看板
	案内図看板のブランドイメージ作成
	標識を統一し 趣のあるものに 木製等
	案内パネルの統一化(大東・四條駅)
	山中の標識(サイン)を統一したものに(今はバラバラ、私設も多い)
	竹林(3種の竹)やヒノキ、杉など植生の説明板をたてる
	城・石垣の説明板は余り多くしない(飯盛山はけっこう危ない)詳しく知りたい人は両市の資料館へ案内する
	復元図で現在地を示す案内板の設置
	史跡の位置と距離(km)明示
	各曲輪ごとに在りし日の姿のイメージ図(説明板などに)
	史跡、全体に誘導看板の設置 多数作る必要がある
	登山道入口ちかくに飯盛城跡資料館兼観光案内所ほしい
	山頂展望台に復元眺望想像図と説明板(立派なもの)をつくる
	眺望地にかつての風景を示した案内板(ex 河内湖)を設置
	不要な看板の撤去
	主な曲輪毎にどんな利用がされていたか説明板を設置する
史跡の全体図を作る 縮図したものの模型	
遺構(石垣や土塁など)の近くにそれを示す案内板を設置する(烏帽子型城のような)	
主だった入口(城域)に「登城口」「ここから城内」など標す	

	深北公園から飯盛山が見えるところに山城であることの案内看板等の作成
	史跡の主要箇所に説明の看板を立てる
	QRコードなどを活用した説明板 ルートガイド板(道しるべ)
	北側の曲輪といくつか活用 曲輪への誘導標示と曲輪に当時の姿と役割を掲示
史跡への交通路・登山道	阪奈道路からの道路整備を行う。
	ハイキング用、史跡ルート用の看板設置
	ハイキング道の整備！
	史跡の見学コースの整備
	ハイキングコースの整備
	飯盛山への明確な登山ルートを2~3(遺構をたくさん見れるルートを設定し、多くの人に遺構を見てもらう。)に絞りそのルート以外は通行止めにする
	ハイキングのオススメスポット(歴史、植物、いきもの、複合的な)が書かれたパンフレット(オシャレなかんじ)
	見学コースの策定 マップ案内ガイド
	歩きにくい階段は段になっていない部分を整備する
	危険な登山口を閉鎖し、ハイキングコースの管理をしやすくする(山への入口を決める)
	ハイキング道のみでなく登山道(推定)コースの情報発信
	ツリーハウスみたいな現木を生かしたツリー道路を設置し、石垣を見てもらう
	楠公寺やすでにNHK塔への道を使って車でほぼ山頂まで行けるようにする(バスなど)
	動く歩道があるといいな
	山林用のモノレールを設置し 人の運搬や樹木の搬出などの維持管理のためにつかう。新しくできた道(城内道)は廃止。できるだけ当時の城内道を復旧する
史跡の見学おすすめルートを作る	
登山コース・ルート(城めぐりコース)の決定版(リーフレット)を両市共同で作る(HP、アプリ化も)	
樹木伐採	高櫓郭、本郭周辺の樹木伐採で形を見せる
	遺構(特に見えにくい遺構)が見えるようにある程度の間伐を行う。
	お城跡であることがわかりやすい様に見通しをよくする(城跡の形がわかるように)
	間伐によって「城」としての雰囲気ができるようにしたい
	主要な曲輪や土塁がわかるように樹木伐採
	遺構が見えやすいように樹木伐採と草刈りを時期を決めて実施
	有効でない樹木(特に中木)を伐採し曲輪の形を見やすくする
	電車から城があると分かるぐらい木を伐採する。
	眺望のいい箇所で重点的に伐採を行う。
街や東側(170号線)などから見て山城とわかるように樹木を伐採する	
現有施設の再整備	・現展望台を城のようなたてものに改築する。 ・FM送信所を城のようなたてものに改築する。
	飯盛城跡、周辺の市街地や最寄りの駅の周辺で飯盛城跡があることを示す看板などが欲しい
	展望台に飯盛城をアピール 掲示・資料の設置 飯盛城の歴史など
	展望台をもっと飯盛城や三好長慶をアピールできる場にする 建物を和風に改築する
	三好長慶のイメージ画像を壁一面にのせる 飯盛城の模型図を設置
	展望台をやぐらのようにする ペイントの工夫
展望台に三好長慶さんがいる。	
案内石碑	登城口や展望台など飯盛山に登る人が多く通る場所に城跡があることを示す石碑や城跡全体を示したマップを設置する(定期的にマップは更新できる方がよいと思う)
	史跡の名称の明示(大きな看板等)
	阪奈道路沿いに山城跡の案内(楠公寺のような大きいもの)
	史跡の案内図と石で作った物 高額になるが?
	大きい石で城跡って分かるように…

遺構復元	御体塚の建物の場所と大きさがわかるようにする
	現地に礎石の展示。城跡であることをアピール
	飯盛城の当時の城を復元する。金額を考慮しないで。
	虎口に門の再建(ここは城跡だよ)
石垣	石垣見学箇所をいくつか決めて重点的に見学しやすいように整備する
	石垣が見えるようにしてほしい
	石垣の整備 雑草、雑木の整理
	見られる石垣と見られない石垣を明確にする ・見られない石垣：「この奥にある石垣」として写真またはバーチャルで実際の映像を見せる ・見られる石垣：ビュースポットを示し、見やすいところで見てもらう
模型	入山するふもとに山城全体のミニチュア模型を設置する
	お城当時積層模型を作り、石垣の当時の様子、現状をわかるように展示する 大東市歴史民俗資料館
	山全体の模型を作成する。(ガイダンス施設に設置)
	遺構のすぐ近くに再現模型を置く→建物がイメージしやすい
トイレ	史跡の中にトイレの設置 特にウォシュレットを。
	阪奈道路から入った駐車場の水洗トイレ設置
	展望台にもトイレほしい
ガイダンス施設	史跡の全体図を見れる室(建物)が必要
	現駐車場(大東市野活前)にガイダンス施設をつくる。プレハブでOK。
	四条畷駅と四條畷神社の間、野崎駅と野崎観音の間、大東市野外活動センター付近それぞれ(計3ヶ所)にかんたんでいいのでガイダンスの施設がほしい。
ベンチ・テーブル	山頂へのベンチやテーブルの設置
	千畳敷を活用 木製のテーブルやイスの設置で休憩場所
通信環境	携帯電話基地を作り、山の中どこでも携帯電話がつながるようにする
	Wi-Fi環境の改善(インスタ等をその場ですぐ使えるようになると若者がアピールしやすくなる)
駐車場	専用パーキングのPR
	阪奈道路側ではなく飯盛山が見えるところに駐車場を作る
関連文化財	国旗掲揚台の保存改修(現状では危険だが、飯盛山の後世利用事例として重要)

運用に関するアイデア

野活を2つに分割し ①従来の管理 ②飯盛城案内所に分ける
大東市・四條畷市の協調と協力
両行政の意見は常に合っているのか。予算化は？
アイアイランドとの連携 ・飯盛城パンフ ・案内、展示、他
飯盛城跡にかかる美化、PR、活用の年間表彰制度の制定
史跡の入場料を取る(少額の金額)
史跡等の保護に大阪府下でカンパをつのる
一口城主としての募金をする
整備保存のために広くボランティアを募る 広報誌、回覧板、駅に掲示など
飯盛城をこよなく愛する会設立 ※ボランティア活動の一体化?組織化
登山道整備や立木の伐採(間引)のためのボランティアの募集←登山者によびかける
飯盛城跡草刈り隊を作りたい
飯盛城を考える会年1回開催
飯盛山を愛する多様な人々(山好き、野鳥観察、四季…もちろん城好きも)と共存する飯盛城活用を
全国飯盛山連絡会議による活性化の連携体制づくり

■文化財保護法及び関連法令(抜粋)

□文化財保護法(抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日 第 214 号

改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 67 号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九号、第十号、第十二号、第二十二号、第三十一号第一項第四号、第五十三号第一項第十号及び第十一号、第六十五号並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九号 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、

名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第十号 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三号を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三号から第五号までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第十一号 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九号第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第十二号 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第十号第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九号第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第十号第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。

- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。
(管理団体による管理及び復旧)
- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
(所有者による管理及び復旧)

- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。
(管理に関する命令又は勧告)
- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
(復旧に関する命令又は勧告)
- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)
- 第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)
- 第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
(現状変更等の制限及び原状回復の命令)
- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
 - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
(関係行政庁による通知)
- 第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするに於いて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。
(復旧の届出等)
- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
(環境保全)
- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
(管理団体による買取りの補助)
- 第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。
(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)
- 第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を

- 記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
 - 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
(現状変更等の許可の特例)
- 第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。
(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。
(認定の取消し)
- 第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
(管理団体等への指導又は助言)
- 第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名

勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めすることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
 - 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定を行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

□文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

改正：令和5年3月23日政令第67号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
- 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
 - 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
 - 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三條第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四條（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五條第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五條第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- 二 法第一百五條第一項（法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十條（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
改正：平成31年3月29日文部科学省令第7号）

（許可の申請）

- 第一條 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五條第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の第二項（法第八十四條第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添付書類等）
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番、うゝを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
- 第三条 法第二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
- 第四条 法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
- 2 法第六十八條第三項で準用する法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
- 第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

□文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

（平成12年4月28日 文部大臣裁定）

I 共通事項

- （一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- （二）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- （三）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- （四）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四)新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一)新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一)「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三)標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三)木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

□史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)

改正：平成31年3月29日 文部科学省令第7号)

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法百十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字)とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和26年文化財保護委員会規則第8号)

改正：平成31年3月29日文部科学省令第7号)

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百九條第二項で準用する法第三十一條第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法百九條第二項で準用する法第三十一條第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法百二十條で準用する法第三十二條第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法百二十條で準用する法第三十二條第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法百二十條で準用する法第三十二條第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法百十八條、第百二十條及び第百七十二條第五項で準用する法第三十三條の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和29年文化財保護委員会規則第9号)

改正：平成31年3月29日 文部科学省令第7号)

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

■主な出典資料

【飯盛城跡関連】

- ・『飯盛城跡総合調査報告書』（大東市教育委員会・四條畷市教育委員会、令和2年3月）

【動植物関連】

- ・『むろいけの自然』（特定非営利活動法人里山サロン、平成28年3月）
- ・大阪府森林資源解析調査(令和2[2020]年度調査)

【その他】

- ・5万分の1地質図幅「大阪東北部」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所[現 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター]、平成13年)
- ・色別標高図(国土地理院 地理院タイル)
- ・治水地形分類図 更新版(2007～2021年)(国土地理院 地理院タイル)
- ・土地利用詳細メッシュデータ(50mメッシュ)(国土交通省 国土数値情報)
- ・令和2年度国勢調査(総務省 統計局)
- ・平成28年経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)
- ・令和元年度工業統計調査(総務省・経済産業省)
- ・2015年農林業センサス(農林水産省)
- ・大阪府観光統計調査(平成22年[2010])